

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年2月22日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第2号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（ <u>個人情報</u> の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（ <u>行政機関の保有する個人情報</u> の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
イ (略)	イ (略)
(2)～(7) (略)	(2)～(7) (略)
(8) 国等 国、独立行政法人等（ <u>法第2条第9項</u> に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。	(8) 国等 国、独立行政法人等（ <u>独立行政法人等の保有する個人情報</u> の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公

共団体をいう。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。